

令和8年度 社会福祉法人 井原市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

我が国では少子化と高齢化が引き続き進行し、年代を問わず単身世帯が増加することで、社会とのつながりを失い孤立する人が増えることが懸念されています。団塊の世代が75歳以上となる中、医療・介護費の増大も見込まれ、社会保障制度の持続可能性は大きな課題となっています。

こうした社会環境の変化のなかで、福祉ニーズや生活課題は複雑化・深刻化しています。生活困窮、孤独・孤立、子育て支援、認知症、ひきこもりなど多様な課題を抱える住民が制度の狭間に取り残されないよう、伴走型の支援を行うことが社会福祉協議会の重要な役割です。

これらの課題に対応するためには、従来の縦割りの公的サービスだけでなく、専門職、関係機関、地域団体、ボランティア等が連携・協働し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に展開する体制が求められます。

当協議会は「ふれあい・たすけあい・ささえあい」の精神のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、身近な課題に寄り添いながら事業を推進します。

特に、障害者相談支援センターや地域自立支援協議会の運営、生活困窮者への家計改善支援を強化し、断らない相談体制の充実に努めます。

また、自然災害の頻発を踏まえ、関係機関と連携した災害ボランティアセンターの体制整備、平時からの情報共有・連携にも取り組みます。

引き続き、地域に根差した活動を継続し、行政や多様な団体との連携を深めながら、これまで培ってきたネットワークとノウハウを活かし、地域福祉推進の調整役として組織の充実・強化に努めてまいります。

2. 重点項目

- (1) 地域福祉・在宅福祉の総合的推進・連携と支援活動の強化
- (2) 地区社会福祉協議会の活性化・地区ボランティアセンター活動の推進
- (3) 障害者・児、生活困窮者等の自立に向けた相談・支援事業の充実
- (4) 介護保険事業の適正な経営とサービスの安定的、継続的な提供

3. 事業実施計画

(1) 法人運営事業

各事業の運営状況を把握・連携を図り、健全な運営と無駄をなくし、住民に対して社協が見える化できる運営に努めます。また、人材育成を図り、職員の専門性の向上に努めます。

- ①理事会、評議員会、監事会、評議員選任解任委員会、第三者委員会の開催
- ②法人運営の予算執行及び事務管理
- ③職員の専門性、資質向上のための研修の実施
- ④自主財源確保のための会員の加入促進
- ⑤管理組織体制・諸規程の整備
- ⑥総合福祉センターの管理運営

(2) 地域福祉活動推進事業

「ふれあい・たすけあい・ささえあいのまちづくり」の精神でだれもが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指し、事業を推進します。

- ①ふれあいのまちづくり事業の推進
- ②地区社会福祉協議会活動の支援
- ③地区ボランティアセンター活動の推進
- ④地域福祉座談会の開催
- ⑤ご近所福祉ネットワーク活動の推進
- ⑥は～とふるカプセルの推進
- ⑦ふれあい・いきいきサロンの推進
- ⑧福祉委員研修会の実施
- ⑨ふれあい福祉相談センター業務の実施
- ⑩ひきこもり相談支援センター業務の実施
- ⑪手話・要約筆記奉仕員養成講座の開催
- ⑫ボランティア活動の推進・支援
- ⑬ボランティアセンターの運営
- ⑭夏のボランティア体験事業の実施
- ⑮災害時における協働の仕組構築事業の実施
- ⑯災害ボランティアの事前登録の推進
- ⑰日常生活用具（ベッド・車椅子）貸与事業の実施
- ⑱ベビーカー・チャイルドシート・レクリエーション用品短期貸出事業の実施
- ⑲宅老所（ふきのとう・びせいサロン）の実施
- ⑳井原おもいやりネットワークの活動支援

(3) 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金の啓発に努めるとともに、制度の狭間を埋める事業の実施およびボランティア活動の支援に努めます。

- ①障害者福祉団体活動助成
- ②ボランティア活動の推進
- ③園児・児童・生徒のボランティア活動普及事業の実施
- ④福祉教育の推進
- ⑤登録福祉ボランティア団体活動助成
- ⑥井原市社会福祉大会の開催
- ⑦広報紙「社協だより」の発行
- ⑧赤羽根カフェ交流会の実施
- ⑨ひきこもり支援研修会の実施
- ⑩寄付つき商品地域支援プロジェクト「ソトナカ IBARA」の実施
- ⑪サロン交流会の開催
- ⑫赤い羽根井原のまちづくり助成事業の実施
- ⑬重症心身障害者支援「誰もが泳ぐよろこびを」の実施
- ⑭ステンシル講習会の実施
- ⑮子どもの成長応援プロジェクトの実施

(4) 権利擁護事業

判断能力に不安を感じている人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理支援を通じて、本人の意思を尊重する支援に取り組みます。

- ①日常生活自立支援事業の実施
- ②家計改善支援事業の実施

(5) 訪問介護事業

介護保険及び障害福祉において、自宅にて自立と安心のある生活ができるように、サポートします。

- ①訪問介護事業の実施（介護保険）
- ②居宅介護事業の実施（障害福祉）
- ③総合事業の実施（介護予防）
- ④高齢者生活管理指導員派遣事業の実施（介護保険）
- ⑤生活サポート事業の実施（障害福祉）
- ⑥福祉支援事業の実施（介護保険・障害福祉外）

(6) 居宅介護支援事業

利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、サービスが提供されるよう関係事業者と調整しながら在宅生活が継続できるよう支援を行います。

- ①居宅介護支援事業・介護予防支援事業の実施
- ②要介護認定訪問調査の実施

(7) やすらぎセンター事業（井原市指定管理施設）

利用者・家族が住み慣れた家で、その人らしく暮らすために、機能訓練を強化し、利用者の生活改善ができるように支援します。

また、災害時の対策に努めます。

- ①通所介護事業の実施（介護保険）
- ②総合事業の実施（介護予防）
- ③はつらつデイサービスの実施（緩和基準）
- ④いきいきデイサービスの実施（介護保険外）
- ⑤やすらぎセンターの管理

(8) あゆみ園事業（障害福祉サービス事業）

障害児の日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適應することができるように努め、また、生活能力向上のために必要な訓練及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

- ①指定児童発達支援事業の実施
- ②放課後等デイサービス事業の実施

(9) 相談支援事業（障害福祉サービス事業）

障害者・児の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮しながら事業を推進していきます。

また、公平中立に行政を含めた多様な事業所と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定特定相談支援及び指定障害児支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

- ①指定特定相談支援事業の実施
- ②指定障害児相談支援事業の実施

(10) 老人福祉センター事業（井原市指定管理施設）

高齢化が進む中で、高齢者がいきいきと暮らせるように、安全で適切な施設運営を行います。

- ①井原市老人福祉センターの管理運営

(11) 生活福祉資金貸付事業

資金貸付及び特例貸付の償還業務が円滑に行えるように努め、相談者の生活再建に寄り添えるように支援します。

- ①井原市社会福祉協議会福祉資金貸付事業の実施
- ②岡山県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業の一部事務受託
- ③新型コロナウイルス感染症特例貸付等の償還業務
- ④相談支援体制強化推進事業の実施

(12) 交通遺児福祉基金運営事業

交通遺児福祉基金の啓発に努め、適切に激励金の交付が行えるようにします。

- ①交通遺児への激励金の交付

(13) すぱーく美星管理運営事業

広く広報を図り、住民の方々の利用を促進し、安全で楽しめるような施設管理・運営を行います。

- ①ゲートボール場「すぱーく美星」の管理運営

(14) いばらサンサン交流館事業（井原市指定管理施設）

条例に基づき、市民に対して健康保持・世代間交流の増進及び高齢者福祉の増進のための場を与え、健康寿命の永伸を図る拠点施設として市民に健康で明るい生活が営めるように努めます。

- ①市民の健康保持・増進に関する事業の実施
- ②高齢者福祉の増進に関する事業の実施
- ③世代間交流の促進に関する事業の実施
- ④いばらサンサン交流館の管理

(15) 障害者相談支援センター事業

障害者・児がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう障害者又は保護者からの相談を受け、必要な情報の提供及び援助をおこなうとともに、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

- ①障害者相談支援センターの運営
- ②井原市地域自立支援協議会の運営
- ③連絡会及び研修会の実施